

令和元年7月26日
茨城県環境政策課

茨城県地域気候変動適応センター設置にあたって

1 設置方針

- 平成30年6月13日に「気候変動適応法」が公布（同12月1日に施行）されたことを受け、本県において地域気候変動適応センター（以下「適応センター」という。）の設置について検討を開始した。
 - 本県では、県の試験研究機関である「霞ヶ浦環境科学センター」又は県の機関以外で気候変動適応に関して既に多くの実績を上げている「茨城大学地球変動適応科学研究機関※（以下「ICAS」という。）」に設置する二つの案を軸に検討した。
- ※ 平成18年（2006年）に茨城大学の全学横断型組織として設立。学内全学部から分野を越えた多彩な研究者が集まり、気候変動の適応に関する研究を実施。

2 設置までの課題と解決方法

(1) 課題

ア 霞ヶ浦環境科学センター

- 水・大気環境に関する調査研究を行う部門（湖沼環境研究室、大気・化学物質研究室）及び環境学習を行う部門（環境活動推進課）を有するが、地球温暖化や気候変動に関する調査研究等を実施する体制が整備されていない。

イ ICAS

- 気候変動適応に関する研究の体制が整備され、多くの実績を上げている一方で、県の外部機関であることから、県との役割分担を明確にする必要があるほか、予算や人員の確保に課題がある。

(2) 解決方法

- 既に気候変動適応に関する研究基盤を有する ICAS が有力であるが、適応センターの設置に当たっては、公募により幅広く機関を募集した。
- 公募の結果、茨城大学1機関が応募し、選考委員会にて審査した結果、同大学を適応センターに決定した。
- 当初は実行可能な機能とし、環境省の委託事業を受けながら順次機能拡充を図っていくこととした。

3 体制・役割

- 適応センターは「地域における気候変動影響及び適応評価に関する研究」；「気候変動影響に関するローカル情報の収集・検討」；「県や市町村等に対する情報提供及び適応策の策定支援」；そして「公開講座等の実施による県民への普及・啓発」等を実施する（下図参照）。
- 県は「関係部局等との連絡体制の確保」や「適応センターの調査研究に当たり必要な情報提供」等を行うことで、適応センターが効果的に研究・調査を進められるよう支援を行う。

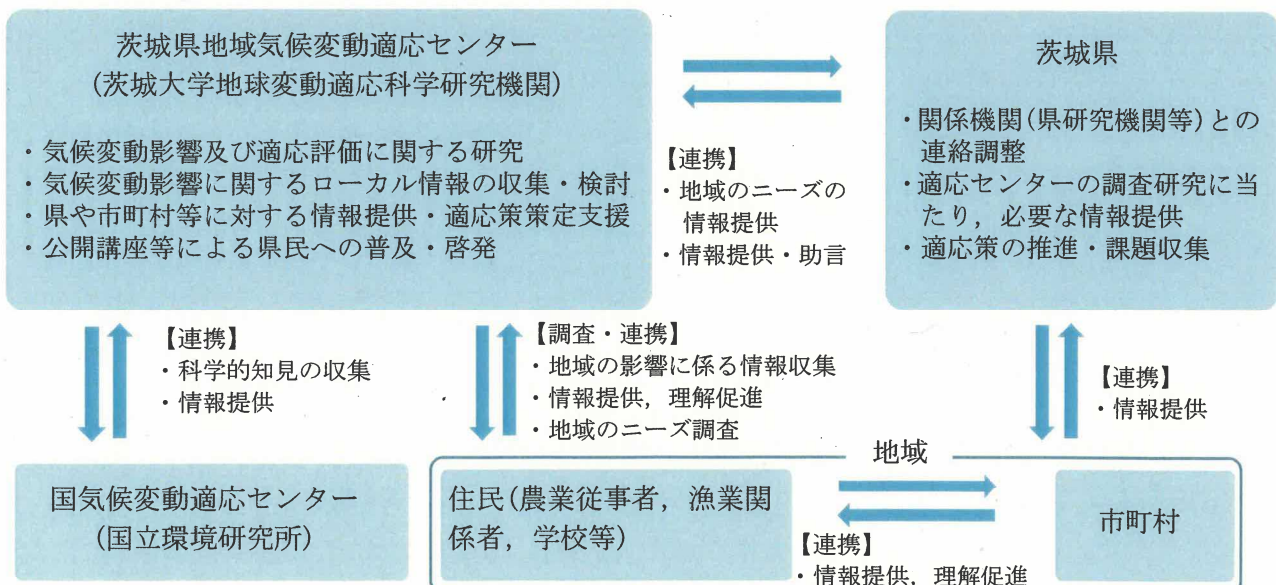


図 適応センターと県との体制・役割